

# 「信用リスク検査用マニュアル」

## 目 次

自己査定に関する検査について	
自己査定に関する検査の目的 .....	1
自己査定に関する検査の方法 .....	1
自己査定体制の整備等の状況等の検証 .....	1
1 自己査定基準の制定 .....	1
2 自己査定体制の整備等の状況 .....	2
3 自己査定結果の取締役会への報告 .....	2
4 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況 .....	2
自己査定基準の適切性の検証 .....	3
1 自己査定の用語の定義等 .....	3
1) 用語の定義 .....	3
2) 自己査定における分類区分 .....	3
2 債権の分類方法 .....	4
1) 基本的な考え方 .....	4
2) 信用格付 .....	4
3) 債務者区分 .....	4
4) 担保による調整 .....	5
5) 保証等による調整 .....	6
6) 分類対象外債権 .....	6
7) 債権の分類基準 .....	7
8) 外国政府等に対する債権 .....	8
9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権 .....	8
10) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係 .....	8
3 有価証券の分類方法 .....	9
1) 基本的な考え方 .....	9
2) 債券 .....	9
3) 株式 .....	10
4) 外国証券 .....	10
5) その他の有価証券 .....	11
4 その他の資産（債権、有価証券以外）の分類方法 .....	11
1) 仮払金 .....	11
2) 動産・不動産 .....	11
3) ゴルフ会員権 .....	11
4) その他の資産 .....	11
自己査定結果の正確性の検証 .....	12
1 基準日 .....	12

2	抽出基準	1 2
3	具体的な検証方法等	1 2
1)	検証の範囲	1 3
2)	具体的な検証方法	1 3
4	自己査定 of 正確性の判断基準	1 3
1)	基本的な考え方	1 3
2)	債権の分類方法	1 4
3)	有価証券の分類方法	2 4
4)	その他の資産の分類方法	2 5
償却・引当に関する検査について		
	償却・引当に関する検査の目的	2 7
	償却・引当に関する検査の方法	2 7
	償却・引当体制の整備等の状況等の検証	2 7
1	償却・引当基準の制定	2 7
2	償却・引当体制の整備等の状況	2 8
3	償却・引当結果の取締役会への報告	2 8
4	償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	2 8
	償却・引当基準の適切性の検証	2 8
1	貸倒引当金に関する基準	2 9
1)	一般貸倒引当金に関する基準	2 9
2)	個別貸倒引当金及び直接償却に関する基準	3 0
3)	特定海外債権引当金に関する基準	3 1
2	貸倒引当金以外の引当金に関する基準	3 1
1)	債権売却損失引当金に関する基準	3 2
2)	特定債務者支援引当金に関する基準	3 2
3)	その他の偶発損失引当金に関する基準	3 2
3	有価証券の評価に関する基準	3 2
1)	債券の評価に関する基準	3 3
2)	株式の評価に関する基準	3 3
3)	外国証券の評価に関する基準	3 3
4)	証券投資信託の受益権の評価に関する基準	3 3
4	その他の資産の評価に関する基準	3 3
1)	仮払金の評価に関する基準	3 3
2)	動産・不動産の評価に関する基準	3 3
3)	ゴルフ会員権の評価に関する基準	3 3
4)	その他の資産の評価に関する基準	3 3
	償却・引当結果の適切性の検証	3 4
1	基準日	3 4
2	具体的な検証方法	3 4
1)	検証の範囲	3 4

2 ) 具体的な検証方法 .....	3 4
3 償却・引当の適切性の判断基準 .....	3 5
1 ) 基本的な考え方 .....	3 5
2 ) 貸倒引当金の算定に関する検証 .....	3 5
3 ) 貸倒引当金以外の引当金の算定に関する検証 .....	3 8
4 ) 有価証券の評価に関する検証 .....	3 8
5 ) その他の資産の評価に関する検証 .....	3 9
自己資本比率等について	
自己資本比率の正確性の検証 .....	4 0
償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討 .....	4 0
1 償却・引当額の水準の検証 .....	4 1
2 必要な償却・引当額の算定 .....	4 1
自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握 .....	4 1

## 信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となる自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行なわれ、その準備作業である自己査定が適切に行なわれなければならない。信用リスクに関する検査においては、先ず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが重要であり、具体的には、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを検証する必要がある。

### 自己査定に関する検査について

#### ．自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に従って区分することであり、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。

金融機関が行う自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、金融機関が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、自己査定に関する検査においては、金融機関の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるかどうか、また、自己査定結果が被検査金融機関の資産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証することが目的である。

そのためには、自己査定を行うための体制の整備等の状況等、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証することが必要である。

(注) 会計監査人による監査が行われていない協同組織金融機関においては、「会計監査人」を「監事」に読み替えるものとする。以下同じ。

#### ．自己査定に関する検査の方法

金融証券検査官は、自己査定体制の整備等の状況等の検証及び自己査定基準の適切性の検証を行った上で、実際の自己査定結果について、原則として抽出調査の手法によりその正確性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査金融機関に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査金融機関の考え方を十分確認するとともに、被検査金融機関の立ち会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認するなどの意見交換を行うものとする。

#### ．自己査定体制の整備等の状況等の検証

##### 1．自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものでなければならない。さらに、自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されていなければならない。自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部署（営業関連部署及び本部貸出承認部署）のみならず、監査部署（与信監査室、検査部等）及びコンプライアンスに関する統括部署の意見を踏まえた上で、これを行わなければならない。

また、自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部署及び監査部署を明記するとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制を明記しなければならない。

営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しておかなければならない。

## 2．自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、営業関連部署（営業店又は本部営業関連部署）において第一次の査定を行い、本部貸出承認部署（融資管理部又は融資審査部等）において第二次の査定を行い、さらに、監査部署において、自己査定結果が正確かどうかの検証を行うなど、十分な牽制機能が発揮できる体制となっていなければならない。ただし、十分な牽制機能が発揮できる体制となっている場合においては、本部貸出承認部署等において、営業関連部署の協力の下に査定することができるものとする。

また、実施部署及び監査部署には自己査定実務に精通した人材を配置しなければならない。さらに、監査部署等は、実施部署等に対して、必要な教育・指導を行わなければならない。

監査部署は、営業関連部署から独立した組織でなければならない。監査部署の担当役員は、営業関連部署等の役員が兼務してはならない。また、監査部署は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。

監査部署は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しなければならない。

また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部署における資料等の十分な記録を保存しておかなければならない。

## 3．自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されなければならない。また、自己査定体制の整備の状況（実施部署あるいは監査部署の変更等）についても、取締役会に適時適切に報告されなければならない。

（注）協同組織金融機関においては、「取締役会」を「理事会」に読み替えるものとする。以下同じ。

## 4．自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けなければならない。

(注) 協同組織金融機関においては、「取締役」を「理事」に、「監査役」を「監事」にそれぞれ読み替えるものとする。以下同じ。

## ・ 自己査定基準の適切性の検証

自己査定基準の適切性の検証は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、次に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール(例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど)が合理的であるかを検証する。

### 1. 自己査定の用語の定義等

#### 1) 用語の定義

「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない(少なくとも信用格付は、正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の債務者区分に応じた段階となっていないなければならない。 )。

「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。

自己査定において、、及び分類に分けることを「分類」といい、、及び分類とした資産を「分類資産」という。

また、、及び分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産( 分類資産)を「非分類資産」という。

「債権区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第13号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第6条第2項の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年総理府令第65号。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。)第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

#### 2) 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産を、、、の4段階に分類する。

分類は、「分類、分類及び分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信

用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。

なお、分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。

ただし、分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。

分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。

なお、分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

## 2. 債権の分類方法

債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。

なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス資産を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。

### 1) 基本的な考え方

債権の査定に当たっては、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じて、分類を行うものとする。

### 2) 信用格付

債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。

（注）「企業内容等の開示に関する大蔵省令第9条の3第4項ホの規程による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。

### 3) 債務者区分

信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する（プロジェクト・ファイナンス等の債権を除く）。

正常先

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

要注意先

要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。

また、要注意先となる債務者については、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。

#### 破綻懸念先

破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援がなければ経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者を含む。）をいう。

#### 実質破綻先

実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。

#### 破綻先

破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

### 4) 担保による調整

担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、分類とする。

#### イ．優良担保

預金等（預金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形、等をいう。

（注1）「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。

（注2）「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。

ロ．一般担保

優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。

例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。

担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。

イ．担保評価額

客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。

ロ．処分可能見込額

上記イで算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実に見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。

5) 保証等による調整

保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、分類とする。

優良保証等

イ．公的信用保証機関、金融機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行（庫・組）が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。

ロ．一般事業会社の保証については、原則として証券取引所上場の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。

ハ．住宅金融公庫の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険、等をいう。

一般保証

優良保証等以外の保証をいう。

例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記のロを除く。）及び個人の保証をいう。

6) 分類対象外債権

分類の対象としない債権は次のとおりとする。

決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実に認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。

（注1）「特定の返済財源」とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、代理受領委任状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものをいう。

（注2）「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。

預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、あるいは、

預金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債権。

優良保証付債権及び保険金の支払いが確実と認められる保険付債権。

政府出資法人及び地方公共団体に対する債権。

協同組織金融機関で、出資者を除名し、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。

## 7) 債権の分類基準

債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンス等の債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合に応じて分類を行なうものとする。

なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金については、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。

正常先に対する債権

正常先に対する債権については、原則として非分類とする。

要注意先に対する債権

要注意先に対する債権については、以下のイからホに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則として 分類とする。

イ．不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形。

ロ．赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等。

(注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し出されていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金金融機関中の自行(庫・組)の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額を算出することができる。

ハ．金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権。

ニ．元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権。

ホ．債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権。

破綻懸念先に対する債権

破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類とし、これ以外の部分を 分類とする(なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。 )。

なお、償却・引当後においては、個別貸倒引当金繰入額、特定海外債権引当勘定繰入額及び特定債務者支援引当金繰入額に相当する部分は非分類となる。

#### 実質破綻先及び破綻先に対する債権

実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を 分類、これ以外の回収の見込がない部分を 分類とする（なお、一般担保の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。）。

なお、償却・引当後においては、個別貸倒引当金繰入額、特定海外債権引当勘定繰入額及び特定債務者支援引当金繰入額に相当する部分は非分類となる。

### 8) 外国政府等に対する債権

外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する債権については、その特殊性を勘案して、上記7)によらず、客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況に応じて、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類する。

元本又は利息の支払いが1月以上延滞していること。

決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。

債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1月以上経過していること。

上記 から に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。

### 9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権

外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記7)により行うものとする。

ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明らかである場合には、上記8)に準じて分類するものとする。

なお、査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。

### 10) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係

金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分等との対応関係は、次のとおりである。

#### 正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。

#### 要管理債権

要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」である。

なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。

#### 危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権である。

#### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。

### 3. 有価証券の分類方法

#### 1) 基本的な考え方

有価証券の査定に当たっては、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。

安全性の判断については、原則として債権と同様の考え方により、有価証券の発行体の財務状況等に基づき行うものとするが、発行体の財務状況等について、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。

#### 2) 債券

##### 分類対象外債券

分類しない債券としては、次の債券が挙げられる。

イ．国債、地方債

ロ．政府保証債（公社・公団・公庫債等）

ハ．特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券）

ニ．金融債

ホ．格付機関（注（以下同じ））による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券

（注）「企業内容等の開示に関する大蔵省令第9条の3第4項ホの規程による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。

ヘ．証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債

ただし、上記ホ及びヘに該当する債券であっても、債権と同様の考え方に基づき、当該債券の発行会社の財務内容等について、安全性に特に問題があると認められる場合を除く。

##### 債券の分類方法

上記 以外の債券については、債権と同様の考え方に基づき、当該債券の発行会社の財

務内容等について、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関等の優良保証が付されている場合は、非分類とし、それ以外のものについては、原則として帳簿額を分類とし、損失発生のおそれのある債券は、損失見込額を分類とする。なお、私募債については、債権と同様の分類を行う。

### 3) 株式

#### 分類対象外株式

分類の対象としない株式としては、次の株式が挙げられる。

イ．証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式

ロ．政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式

ハ．格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式

ただし、上記に該当する株式であっても、債権と同様の考え方に基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について、安全性に特に問題があると認められる場合を除く。

#### 株式の分類方法

上記以外の株式については、債権と同様の考え方に基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関等の優良保証が付されている場合は、非分類とし、それ以外のものについては、原則として帳簿額を分類とし、損失発生のおそれのある株式は、損失見込額を分類とする。

### 4) 外国証券

#### 分類対象外外国証券

分類の対象としない外国証券としては、次の外国証券が挙げられる。

イ．外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券  
発行会社の発行するすべての債券

ロ．外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

ハ．日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券

ニ．日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

ホ．格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式

ただし、上記に該当する外国証券であっても、債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財務の状況等について、安全性に特に問題があると認められる場合を除く。

#### 外国証券の分類方法

上記以外の外国証券については、債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財務の状況等について、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関（日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関を含む。）等の優良保証が付されている場合は、非分類とし、それ以外のものについては、原則として帳

簿額を 分類とし、損失発生のおそれのある外国証券は、損失見込額を 分類とする。

#### 5) その他の有価証券

その他の有価証券は、上記1)から4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券は、非分類とする。

なお、証券投資信託の受益証券は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。

### 4. その他の資産（債権、有価証券以外）の分類方法

債権及び有価証券以外の資産は、以下のとおり分類するものとする。

なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス資産については、債権と同様の方法により分類するものとする。

#### 1) 仮払金

貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。

#### 2) 動産・不動産

店舗等営業用として使用されていないいわゆる所有動産・不動産については、原則として、帳簿額を 分類とする。

ただし、当該所有動・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている場合は、処分可能見込額を 分類とし、処分可能見込額と帳簿額の差額を 分類とする。

#### 3) ゴルフ会員権

福利厚生用として保有しているものを除き原則として 分類とする。

ただし、会員権の発行体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権の分類基準に従って債務者区分が要注意先及び破綻懸念先とされた債務者が発行するものは 分類、実質破綻先及び破綻先とされた債務者が発行するもので、施設の利用が可能なものは 分類、施設の利用が不可能なものは 分類に分類するものとする。

なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。

#### 4) その他の資産

上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。

## ．自己査定結果の正確性の検証

自己査定結果の正確性の検証は、次に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の経営の意思決定機関への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。

したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因（自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

### 1．基準日

自己査定結果の正確性の検証を行う基準となる日（以下「基準日」という。）は、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。以下同じ。）の属する決算期（中間決算を含む。以下同じ。）の直前期の決算期末日とする。

- 1) 基準日の決定は、被検査金融機関の資産内容、検査期間等を総合的に勘案して判断することとする。具体的には、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日とする。ただし、検査期間中に決算取締役会が開催されることが見込まれ、かつ、被検査金融機関の資産内容等から判断して直前決算期における自己査定結果の正確性の検証を行うことが必要と認められる場合は、基準日は直前期の決算期末日とする。
- 2) 各金融機関は決算期末日において自己査定を行う必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は決算期末日の3カ月以内となっていなければならない。

### 2．抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

なお、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、抽出率を下げるなど検査の効率化に努めるものとする。

### 3．具体的な検証方法等

自己査定結果の正確性の検証は、次に定める方法により行うものとする。

#### 1) 検証の範囲

正確性の検証の範囲は、上記2の抽出基準に基づき抽出された基準日における資産とし、特に被検査金融機関の自己査定により債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権について、重点的に正確性の検証を行うものとする。また、被検査金融機関の自己査定基準の検証の結果、被検査金融機関の抽出基準に問題があり、債務者区分が正常先以外となるべきものが正常先とされているおそれがある場合は、債務者区分が正常先とされた債務者に対する債権についても、重点的に正確性の検証を行うものとする。

#### 2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定により、債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権については、被検査金融機関が自己査定の際に使用した資料（ワークシート等）により、自己査定基準に基づき正確に自己査定が行われているかどうかを検証する。具体的には、債務者区分、分類符号及び分類金額が正確かを検証する。

仮基準日において自己査定を行っている場合の取扱いについては、仮基準日での資料により仮基準日時点での債務者区分、分類符号及び分類金額が正確かを検証する。次に、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が明確に定められ、かつ、その基準が合理的であるかを検証し、当該基準に従い、仮基準日から基準日までの間に、自己査定結果について必要な修正が行われているかを検証する。

なお、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が合理的であるかどうかの判断は、被検査金融機関の資産規模、業務内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案のうえ行う。

決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。決算期末日以降の後発事象の検証に当たっては、上記と同様に、後発事象の見直しについての基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

重要な後発事象（第一事象）は当該決算期に反映する必要があることから、被検査金融機関の資産規模等を勘案の上、重要と思われる後発事象が発生しているものの、当該決算期に反映していない場合には、会計監査人の意見を確認するものとする。

### 4. 自己査定の正確性の判断基準

#### 1) 基本的な考え方

自己査定の正確性の検証作業において、次に掲げる場合には不正確であるとの指摘を行うものとする。なお、自己査定結果の正確性の判断は、検査実施日時点での債務者の財務状況等により判断するものではなく、仮基準日又は基準日時点での状況等により判断することに留意する。

自己査定基準の適切性に問題があり、その結果、仮基準日時点又は基準日時点での債務者区分、分類符号又は分類金額が誤っている場合

被検査金融機関が自己査定の抽出基準に従って抽出し、自己査定を行い分類しているも

のについて

イ．基準日時点で自己査定を行っている場合で、基準日時点の債務者区分、分類符号及び分類金額が誤っている場合

ロ．仮基準日時点の自己査定を基準日時点の自己査定としている場合で、仮基準日時点の債務者区分、分類符号及び分類金額が誤っている場合

ハ．仮基準日時点での自己査定は正確であるが、債務者の状況、貸出金の返済状況、担保評価額、債権金額等、その後の状況に重要な変化があり、自己査定基準に照らせば、基準日時点での見直しが必要と認められるが、所要の見直しが行われておらず、基準日時点の債務者区分、分類符号及び分類金額が誤っている場合

上記以外で主任検査官が特に抽出を指示したものについて

分類対象と判断される場合

ただし、被検査金融機関が一定金額以下の債権について抽出対象としていない基準を定めており、被検査金融機関の資産規模、資産内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案し、当該基準が合理的と認められる場合を除く。

## 2) 債権の分類方法

### 基本的な考え方

債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的であるか、信用格付に基づき債務者区分が正確に行われているか、債権の資金用途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、分類が正確に行われているかを検証する。

### 信用格付の検証

信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。

また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるか検証を行う。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。

さらに、債務者の業況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部署により検証されているかを検証する。

### 債務者区分の検証

債務者区分の検証は、全ての債務者について、信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。また、プロジェクト・ファイナンス等の債権については、回収の危険性の度合に応じて分類を行なうものとする。

債務者区分は、債務者の財務内容、資金繰り、収益力並びに債務者に対する貸出条件及び貸出金の延滞状況等により回収可能性を検討し判断するものであり、当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由だけで、親会社等の状況を勘案して債務者区分を決定することは適当ではない。

### イ．正常先

上記の2の3)の に該当する債務者が正常先とされているかを検証する。

## ロ．要注意先

上記の2の3)の に該当する債務者が要注意先とされているかを検証する。また、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理しているかを検証する。なお、要注意先となる債務者について、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。

なお、以下のイ)から八)に該当しない債務者については、直ちに要注意先となるものではなく、上記の2の3)の に照らして要注意先に該当するかを検証する。

イ) 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。

創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が債務者の業種、事業内容、事業規模等からして合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりである債務者をいう。

具体的には、業種等により異なるものの、原則として黒字化する期間が5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して7割以上確保されている債務者をいう。

ロ) 赤字企業である場合は、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を確認の上、判断することとするが、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。

A．赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、翌期には黒字化することが確実と見込まれる債務者。

B．中小・零細企業で赤字となっている債務者で、赤字となっている原因が多額の役員報酬の支払いであるなど、企業の経営実態を判断するに当たり、代表者を含む役員の収入及び資産内容と一体として判断することが適当と認められ、かつ、代表者等の保証状況及び保証能力、資産内容等を総合的に勘案した結果、回収可能性について特に問題がないと認められる債務者。

ハ) 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形」を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案の上、債務者が不渡手形等を負担する能力がある場合は、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。

二) 債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。

## ハ．破綻懸念先

上記の2の3)の に該当する債務者が破綻懸念先とされているかを検証する。

イ) 実質債務超過の状態を解消するために、原則として今後2年超の期間を要する場合は、「業績が著しく低調」であると判断し、債務者区分の検討を行なうものとする。

ロ) 「金融機関等の支援がなければ経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者」に対して、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定され、以下の全ての要件を充たしている場合には、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする(なお、これ以外の債務者が直ちに破綻懸念先となるものではなく、債務者の状況に応じて債務者区分を検討することに留意する。 )。

A．経営改善計画等の計画期間が原則として5年以内であり、かつ、計画の実現可能

性が高いこと（業種等の実態に応じて判断するものとする。）。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え10年以内となっている場合で、経営改善計画の策定後、経営改善計画の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

B．計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が正常先となる計画であること。

C．全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、取締役会の承認を受けていることが文書により確認できること。

ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことが可能な場合又は複数の取引金融機関等（被検査金融機関を含む）が支援を行なうことが可能な場合は、当該支援金融機関等の取締役会の承認が文書により確認できれば足りるものとする。

なお、支援額が少額であるなど支援の内容が重要な業務執行に該当せず、取締役会の承認を要しない場合は、当該金融機関等が支援を行なうことについて、代表取締役による文書により確認できれば足りるものとする。

D．金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者へ対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に資金提供を行い、今後は資金提供を行わないことが確実に認められる場合を除く。

## 二．実質破綻先

上記の2の3)の に該当する債務者が実質破綻先とされているかを検証する。

イ)「金融機関等の支援がなければ経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者」に対して、金融機関の支援を前提として経営改善計画等を策定している場合で、以下のいずれかに該当する場合は、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ものとして、当該債務者は実質破綻先とするものとする。

A．経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており（売上高等及び当期利益が事業計画に比して5割未満の実績）、今後も急激な業績の回復が見込めない場合

B．一部の取引金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて取締役会の承認が得られず、当該取引金融機関等による支援がなければ、経営破綻に陥る可能性が極めて大きいと認められる場合

ロ)「実質的に長期間延滞している」とは、実質的に6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。

## ホ．破綻先

上記の2の3)の に該当する債務者が破綻先とされているかを検証する。

法的・形式的な経営破綻の事実で上記の事由以外の事由としては、自主廃業により営業所を廃止しており、形式的に経営破綻の事実が確認できるものである。

担保による調整の検証

## イ．優良担保

イ)「満期返戻金のある保険」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。

ロ)「国債等の信用度の高い有価証券」とは、の3の2)に掲げる分類対象外債券、の3の3)に掲げる分類対象外株式及びの3の4)に掲げる分類対象外外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。

なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。

ハ)「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。

#### ロ. 一般担保

不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。

この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。

#### ハ. 担保評価及びその処分可能見込額

##### イ) 担保評価額

A. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保評価額の見直しは、個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示価格、基準地価、相続税路線価など決算期末日の直近のものを利用して、少なくとも年1回は行わなければならないが、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。

また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保評価額の見直しについても、年1回行うことが望ましく、年1回行なうことができない場合は評価時点より1年を経過したものについては時点修正を行なうことが望ましい。

担保物件の評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。

なお、賃貸ビル等の評価に当たっては、売買事例による評価、公示価格等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい。

B. 担保の評価の方法を変更した場合には(例えば、評価の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など)、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認する。

##### ロ) 処分可能見込額

A. 処分可能見込額は、評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下であることが望ましい。

##### (不動産担保)

土地 評価額の70%

建物 評価額の70%

##### (有価証券担保)

国債 評価額の99%

政府保証債	評価額の 90%
上場株式	評価額の 70%
その他の債券	評価額の 85%

(注) その他の債券とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。

B. 評価額を処分可能見込額としている場合は、評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と評価額を比較し、処分価格が評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。

C. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格がある場合には、評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。この場合、当該価格の評価時点から決算期末日への時点による修正を行うことが望ましい。

なお、不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。

#### 保証等による調整の検証

一般事業法人による保証については、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。

なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行なわれる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行なわれる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。

#### イ. 優良保証

イ) 「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会、農林漁業信用基金等である。

なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。

ロ) 以下の場合には、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。

A. 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合(ただし、上記イ)の公的信用保証機関を除く。)

B. 保証を受けている金融機関が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合

C. その他保証を受けている金融機関が保証履行請求を行う意思がない場合

二) 一般事業会社の優良保証については、証券取引所上場の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には複配

することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。

ホ) 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度による「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。

#### ロ．一般保証

一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証会社の財務諸表上において保証予約等が債務者に対する債務保証及び保証類似行為として注記されており、当該保証予約等に関して当該会社の取締役会の承認を受けていることが文書により確認できる場合で、かつ、保証会社が十分な保証能力を有するものについては、一般保証と同等に取り扱って差し支えないものとする。

#### 分類対象外債権

イ．決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる貸出金及び正常な運転資金と認められる債権

イ) 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権とされている債務者が振り出した手形は決済確実な割引手形ではない。

ロ) 「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。

#### ハ) 正常な運転資金

A．正常な運転資金とは、営業上の決済資金や適正な在庫を保有するための資金など正常な短期運転資金である。正常な運転資金が認められる債務者の債務者区分は要注意先であり、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とされた債務者に対する運転資金は、正常な運転資金とは認められない。

なお、全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるものではなく、正常な運転資金が認められるかどうかは債務者の財務状況等により個別に判断する必要があることに留意する。

B．一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。

$$\begin{aligned} \text{正常な運転資金} &= \text{現預金} + \text{売上債権} [ \text{売掛金} + \text{受取手形} ( \text{割引手形を除く} ) ] \\ &\quad + \text{棚卸資産} ( \text{通常の在庫商品であって不良在庫は除く} ) \\ &\quad - \text{仕入債務} [ \text{買掛金} + \text{支払手形} ( \text{設備支手は除く} ) ] \end{aligned}$$

複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査金融機関の融資シェアを乗じて算出する。

#### ロ．優良保証付債権

優良保証付債権が運転資金の保証となっている場合に、分類対象外債権の算定に当たり、当該運転資金を正常運転資金として分類対象外とし、さらに当該保証相当額を優良保証として分類対象外とすることは認められない。

#### ハ．政府出資法人及び地方公共団体に対する債権

なお、政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権ではない。

この場合の分類は、一般事業法人に対する債権と同様に行う。その際、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としてはならない。具体的には、政府出資法人からの支援が確認できる文書、あるいは、地方公共団体が支援を行うことについての当該地方公共団体の議会の承認などが存在するかどうかなど、政府出資法人及び地方公共団体の支援が確実であることの合理的な根拠がない場合は、一般事業法人に対する債権と同様に分類を行う。

## 債権の分類方法の検証

債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンス等の債権については、回収の危険性の度合に応じて分類されているかを検証する。

なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものでなければならない。

### イ．正常先

正常先に対する債権が原則として非分類とされているかを検証する。

### ロ．要注意先

上記の2の7)の に規定する分類対象となる債権の解釈は次のとおりとする。

イ)「自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及び「自行(庫・組)の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い債権金額} \\ & = \text{繰越欠損金等の額} \times \text{自行(庫・組)の融資シェア} \\ & \text{自行(庫・組)の融資シェア} \\ & = \frac{\text{自行(庫・組)の貸出金総額(割引手形を除く)}}{\text{当該債務者の借入金総額(割引手形を除く)}} \end{aligned}$$

ロ)「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。

ハ)「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金用途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。

### 八．破綻懸念先

上記の2の7)の に規定する回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。

イ)「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を 分類としなければならない。

ロ)「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。

なお、これ以外の場合、例えば過去の破綻先の清算配当等の実績により見積もっているなどの場合は「清算配当等により回収が可能と認められる」と判断してはならない。

### 二．実質破綻先

実質破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である 分類と回収の見込みがない部分である 分類に分類するものとし、 分類とさ

れるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。

上記の2の7)の に規定する回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。

イ)「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を 分類としなければならない。

ロ)「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。

なお、これ以外の場合、例えば過去の破綻先の清算配当等の実績により見積みしているなどの場合は「清算配当等により回収が可能と認められる」と判断してはならない。

#### ホ．破綻先

破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である 分類と回収の見込みがない部分である 分類に分類するものとし、 分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。

イ)「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を 分類としなければならない。

ロ)「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、 清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。

なお、これ以外の場合、例えば過去の破綻先の清算配当等の実績により見積みしているなどの場合は「清算配当等により回収が可能と認められる」と判断してはならない。

ハ)会社更生法により会社更生中の債務者で更生計画等が確定している場合の分類は以下のとおり行うものとする。

なお、更生計画の認可決定等が行われた日から5年を経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおりで推移している場合(売上高等及び当期利益が更生計画等に比して8割以上確保されている場合)は、債務者区分は上記の2の3)により決定し、更生債権の分類は、回収の危険性の度合に応じて分類を行うものとする。

A．更生担保権は 分類としなければならない。

B．更生債権は、原則として更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分を 分類、5年超の返済見込部分を 分類としなければならない。

Ｃ．切捨債権は 分類としなければならない。

外国政府等に対する債権の分類方法の検証

外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に依じて、分類するものとするが、少なくとも上記 の４の８)に該当する場合には、その状況に依じて、当該債権が分類されているかを検証する。

外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権の分類方法の検証

上記 により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記 による分類の検討とともに、上記 による分類の検討を行っているかを検証する。

貸出金に準ずる未収利息の分類方法の検証

貸出金に準ずる未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息は、資産計上することは適当ではないので、資産不計上となっているかどうかを確認する。仮に資産計上している場合には、当該債務者に対する未収利息は償却・引当を行うよう指摘する。

なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息が資産計上されている場合には、当該債務者に対する債権が下記 に基づく報告及び公表の対象となっているか、リスク管理債権として開示の対象となっているかを確認する。

債権区分の検証

金融機能再生緊急措置法施行規則第４条に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、次のとおり区分されているかを検証する。

また、金融機能再生緊急措置法第６条に基づく資産査定の結果は、金融再生委員会に報告されるとともに、同法第７条の規定により公表されることとなっている。さらに、同法第７条及び第８条の規定により、金融再生委員会に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。

したがって、同法第６条の規定に基づく資産査定の結果が不正確と認められる場合には、その原因（自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。

イ．正常債権

上記 の２の１０)の に該当する債権が正常債権とされているかを検証する。

ロ．要管理債権

上記 の２の１０)の に該当する債権が要管理債権とされているかを検証する。

なお、次に掲げる債権は要管理債権とするものとする。

イ) 利息貸出等により、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に３月以上延滞している債権

(注) 実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに行われた貸出の資金用途が元金又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸出の資金トレースを行うなどの方法により確認する。また、当該債務者の財務状況等を精査の上、当該債務者の債務者区分が破綻懸念先に該当しないかを検証する。

ロ) 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で融資してい

## る債権

(注) 信用格付の高い先に適用している金利を信用格付の低い先に適用している場合及び債務者の財務状況及び経営成績等を勘案すれば、通常適用することが困難な低い金利を適用している場合は、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で融資している」場合と判断して差し支えないものとする。

## 八．危険債権

上記の2の10)の に該当する債権が危険債権とされているかを検証する。

## ニ．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

上記の2の10)の に該当する債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。

## 連結対象子会社に対する債権の分類方法

連結対象子会社(いわゆる関連ノンバンクを含む。)に対する債権については、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行うものとする。

具体的には、以下のとおり分類するものとする。

## イ．被検査金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合

連結対象子会社の資産について、原則として本検査マニュアルに定める被検査金融機関の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類する。

## ロ．他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合

一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。

当該連結対象会社の債務者区分が正常先以外となる場合は、原則として親会社である金融機関の保証により保全されている債権以外を分類する。

## 3) 有価証券の分類方法

有価証券の市場性・安全性に照らし、正確に分類が行われているかを検証する。

## 債券

債券の分類については、債権の分類と整合的なものとなっているかを検証する。

イ．債務者区分が正常先以外である者が発行する債券は分類対象であり、分類対象外債券とすることはできない。

ロ．債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する債券は、損失見込額を 分類とするものとする。

ハ．私募債については、債権の分類と同様の方法で分類が行われているかを検証する。

## 株式

イ．株式の分類については、債権の分類と整合的なものとなっているかを検証する。

イ) 債務者区分が正常先以外である者が発行する株式は分類対象であり、分類対象外株式とすることはできない。

ロ) 債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式は、損失見込額を 分類としなければならない。

ロ．証券取引所上場株式の評価方法を原価法としている場合は、商法上の強制評価減を行う場合の基準が合理的であるかを検証する。具体的には、少なくとも上場株式の時価が

簿価に比べ 50%を超えて下落しており、かつ、以下のいずれかに該当する場合には、株価の回復可能性はないものとし、時価と簿価の差額相当額が 分類とされているかを検証する。

なお、店頭公開株式の評価方法を原価法としている場合についても、同様の方法により分類するものとする。

イ) 債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式である場合

ロ) 当該株式の価格が過去 1 年間に一度も簿価の 50%以上となっていない場合  
外国証券

外国証券については、債券及び株式と同様の方法により分類されているかを検証する。

「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行 ( I B R D )、国際金融公社 ( I F C )、米州開発銀行 ( I D B )、欧州復興開発銀行 ( E B R D )、アフリカ開発銀行 ( A f D B )、アジア開発銀行 ( A D B ) である。

#### 証券投資信託の受益証券

証券投資信託の受益証券については、基準価格等の公表価格があるものは、上記 のロに準じて分類するものとする。

なお、証券投資信託の受益証券のうち、その構成する有価証券が証券取引所上場株式である場合は、当該証券取引所について、上場株式上記 のロに準じて分類するものとする。

#### 4) その他の資産の分類方法

債権及び有価証券以外の資産が、以下のとおり分類されているかを検証する。

なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス資産については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。

#### 仮払金

貸出金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、 分類と 分類に分類されているかを検証する。

#### 動産・不動産

勘定科目が営業用不動産について、 職員の福利厚生を目的としているものの、利用実績が殆どないもの及び 現に営業目的に供されていないか、今後、営業目的に供することが確実でないものを、所有動産・不動産として分類しているかを検証する。

所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている ( 処分可能見込額が帳簿額を 50%以上下回っている ) 場合には、帳簿額と処分可能見込額の差額相当部分が 分類とされているかを検証する。

#### ゴルフ会員権

施設の利用が不可能なゴルフ会員権は 分類とされているかを検証する。また、債務者区分が要注意先及び破綻懸念先である債務者が発行したゴルフ会員権が 分類とされているかを検証する。また、債務者区分が実質破綻先及び破綻先である債務者が発行したゴルフ会員権が 分類とされているかを検証する。

#### その他の資産

イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的

に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。

なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるとともに、銀行法施行規則（昭和5年大蔵省令第10号）第1条の10（勘定間振替の禁止）の趣旨に反する行為であり、厳しく指摘するものとする。

□．被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は流動化を行った原債権と同様の方法により分類しているかを検証する。

## 償却・引当に関する検査について

### ・ 償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、金融機関自らの自己査定に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、償却・引当は、資産の健全性を確保する上で、極めて重要な作業である。このため、償却・引当の実施に当たっては、金融機関は十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、金融再生委員会が定めるところにより、適切に引当て等を行うこととされている。

金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、償却・引当に関する検査においては、金融機関の償却・引当及び会計監査人による監査を前提として、償却・引当額の算定が合理的であるかどうか、また、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の資産内容等に応じた十分なものとなっているかを検証することが目的である。そのためには、償却・引当を行うための体制整備等の状況、償却・引当基準の適切性及び償却・引当結果の適切性を検証することが必要である。

(注1) 貸倒引当金に関する基準は、今後、金融再生委員会が償却・引当に関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。

(注2) 割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行なうこととする。

### ・ 償却・引当に関する検査の方法

金融証券検査官は、償却・引当体制の整備等の状況等の検証及び償却・引当基準の適切性の検証を行った上で、実際の償却・引当について、その適切性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査金融機関に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査金融機関の考え方を十分確認するとともに、被検査金融機関の立ち会いのもとで、直接、会計監査人の見解を確認するなどの意見交換を行うものとする。

### ・ 償却・引当体制の整備等の状況等の検証

#### 1. 償却・引当基準の制定

償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっていなければならない。さらに、償却・引当基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されていなければならない。

また、償却・引当基準の具体的内容は、金融機関の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、金融機能再生緊急措置法第7条の規定に基づく資産査定結果の開示と併せて、積極的

に開示されることが望ましい。

償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部署（営業関連部署及び本部貸出承認部署）のみならず、監査部署（与信監査室、検査部等）及びコンプライアンスに関する統括部署の意見を踏まえた上で、これを行わなければならない。

なお、償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部署及び監査部署を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しなければならない。

償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しておかなければならない。

## 2．償却・引当体制の整備等の状況

償却・引当は、営業関連部署（営業店又は本部営業関連部署）において、個別貸倒引当金についての第一次の算定を行い、本部貸出承認部署（融資管理部又は融資審査部等）において第二次の算定を行い、さらに、監査部署において、償却・引当の結果が適切かどうかの検証を行うなど、十分な牽制機能が発揮できる体制となっていなければならない。ただし、十分な牽制機能が発揮できる体制となっている場合においては、本部貸出承認部署等において一括して算定することができるものとする。

また、実施部署及び監査部署には償却・引当実務に精通した人材を配置しなければならない。さらに、監査部署等は、営業関連部署等に対して、必要な教育・指導を行わなければならない。

監査部署は、営業関連部署及び決算関連部署（主計室等）から独立した組織でなければならない。監査部署の担当役員は、営業関連部署等及び決算関連部署の役員が兼務してはならない。また、監査部署は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。

監査部署は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しなければならない。

また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部署における資料等の十分な記録を保存しておかなければならない。

## 3．償却・引当結果の取締役会への報告

償却・引当結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されなければならない。また、償却・引当体制の整備の状況（実施部署あるいは監査部署の変更等）についても、適時適切に取締役会に報告されなければならない。

## 4．償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けなければならない。

### ・償却・引当基準の適切性の検証

償却・引当基準の適切性の検証は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定により、金融再生委員会が定める基準及び次に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるものであるか等を検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積もられているかを検証する。

なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものでなければならず、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証する。

## 1. 貸倒引当金に関する基準

貸倒引当金の対象は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、貸倒引当金に関する基準については、次に掲げるところにより、発生の可能性が高い将来の債権の損失額を合理的に見積もるものでなければならない。

また、貸倒引当金の算定は、債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定が行われ、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定が行われるなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動して行われなければならない。

なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たすものでなければならない。

### 1) 一般貸倒引当金に関する基準

一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、信用格付の区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しなければならない。

一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。

そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。

予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定しなければならない。

特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採

用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する必要がある。

(一般貸倒引当金の算定方法)

予想損失額を算定する方法

予想損失額 = 債権額 × 予想損失率

予想損失率 = 倒産確率 × (1 - 回収見込率)

(注) 予想損失率を算定する具体的な算定式の例

「貸倒実績率による方法」

貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額

「倒産確率(件数ベース)による方法」

無担保比率 × 倒産確率

平均毀損割合 × 倒産確率

正常先に対する債権に係る貸倒引当金

正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、少なくとも今後1年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。

予想損失額の算定に当たっては、今後の一定期間における予想損失額を算定するものとし、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(当該一定期間に対応した算定期間内の累積の貸倒実績率又は累積の倒産件数による倒産確率の過去3期間の平均値)に基づき、予想損失率を求め、これに必要な修正を行い、予想損失額を算定しなければならない(今後1年間の予想損失額を算定する場合には、過去3年間を算定期間として1年間の貸倒損失額又は倒産確率の平均値を使用することとなる。 )。

要注意先に対する債権に係る貸倒引当金

要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、要注意先に対する債権の平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しなければならない。

なお、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じた信用格付で区分している場合は、信用格付毎に合理的と認められる今後の一定期間の予想損失額を貸倒引当金として計上することができる。

また、要注意先に対する債権については、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者とそれ以外の債務者別に、担保・保証等による債権の保全状況などに応じて細分化して予想損失額を算定することが望ましい。

(注) 今後、金融再生委員会が、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。

予想損失額の算定に当たっては、今後の一定期間における予想損失額を算定するものとし、少なくとも過去3算定期間の貸倒損失額又は倒産確率の平均値(当該一定期間に対応した算定期間内の累積の貸倒実績率又は累積の倒産件数による倒産確率の過去3期間の平均値)に基づき、予想損失率を求め、これに必要な修正を行い、予想損失額を算定しなければならない。

## 2) 個別貸倒引当金及び直接償却に関する基準

個別貸倒引当金の算定方法及び直接償却の方法については、破綻懸念先、実質破綻先及び

破綻先に対する債権について、原則として個別債権毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、貸倒償却しなければならない。

なお、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行わなければならない。

破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金

破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、以下に掲げる方法により算定された予想損失額を、原則として個別債権毎に貸倒引当金として計上しなければならない。

イ．自己査定において 分類とされた個別債権毎に担保等による保全の状況を勘案のうえ、予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。）

ロ．売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法

ただし、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止めることを要し、予想損失率の算定は厳格かつ明確なものでなければならない。

なお、上記イの方法により算定を行う場合においては、少なくとも今後3年間の破綻懸念先に対する債権の予想損失額を算定するものでなければならない。この場合の予想損失率の算定方法は、実質破綻先及び破綻先となった件数に基づく倒産確率又は破綻懸念先の分類に係る貸倒償却等毀損額に基づく貸倒実績率により算定されていなければならない。

実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る引当金

実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る引当金については、自己査定において 分類及び 分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を個別債権毎に貸倒引当金として計上するか、貸倒償却しなければならない。

### 3) 特定海外債権引当金に関する基準

特定海外債権引当金については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国を決定し、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当金の対象となる債権が明確にされていなければならない。

また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を引当金として計上しなければならない。

## 2. 貸倒引当金以外の引当金に関する基準

貸倒引当金以外の引当金については、次に掲げる引当金等、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積もるものでなければならない。なお、引当金の名称は次に掲げる名称以外の名称でも差し支えないものとする。

### 1) 債権売却損失引当金に関する基準

共同債権買取機構に売却した債権の担保不動産の価格が下落した場合等において、売却済債権の価格の下落に伴い将来発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を債権売却損失引当金として計上しなければならない。

なお、少なくとも、売却済債権の時価が売却価格に比べ50%を超えて下落した場合には、売却価格と売却済債権の時価額との差額のうち持込金融機関が負担する額を、翌決算期末日までに売却することが確実に認められる場合には、共同債権買取機構に対する債権額と当該担保不動産の売却見込額との差額のうち持込金融機関が負担する額を引当金として計上しなければならない。

(注) 担保不動産の価格の下落等に伴う損失見込額は、共同債権買取機構に対する債権が貸し倒れることによる損失見込額ではないことから、共同債権買取機構に対する債務者区分を破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とし、損失見込額を個別貸倒引当金として計上することは適当ではない。ただし、共同債権買取機構に対する債権は、一般貸倒引当金の計上の対象としなければならない。

### 2) 特定債務者支援引当金に関する基準

経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合において、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上しなければならない。

被検査金融機関の連結対象子会社の支援に伴う損失見込額の算定に当たっては、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額(資本の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュフローによる回収見込額の合計額)を控除(分類から先に充当する)した後に残存する及び分類について、被検査金融機関の償却・引当額の算定と同様の方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として計上しなければならない。この場合、少なくとも分類とされた部分は全額、分類とされた部分は被検査金融機関の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権の予想損失額を計上しなければならない。

なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合は、支援に伴う将来発生が見込まれる損失額を、特定債務者支援引当金としてではなく、個別貸倒引当金として計上しても差し支えないものとする。

### 3) その他の偶発損失引当金に関する基準

債権の流動化等を実施した場合において、当該債権の信用リスクを完全に第三者に転嫁しているもの以外のものについては、合理的に見積もられた将来負担すると見込まれる損失額をその他の偶発損失引当金として計上しなければならない。

## 3. 有価証券の評価に関する基準

有価証券の評価については、分類とされた額を損失見込額として、直接償却しなければならない。

1) 債券の評価に関する基準

私募債については、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する債券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、自己査定において分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金として計上し、自己査定において分類とされた部分を損失見込額として直接償却しなければならない。

2) 株式の評価に関する基準

自己査定において分類とされた部分を損失見込額として直接償却しなければならない。

3) 外国証券の評価に関する基準

外国証券について、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する外国証券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、自己査定において分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金として計上し、自己査定において分類とされた部分を損失見込額として直接償却しなければならない。

4) 証券投資信託の受益権の評価に関する基準

証券投資信託の受益権について、株式と同様の方法により分類を行っている場合においては、自己査定において分類とされた部分を損失見込額として直接償却しなければならない。

4. その他の資産の評価に関する基準

1) 仮払金の評価に関する基準

貸出金に準ずる仮払金以外の仮払金については、自己査定において分類とされた額を直接償却しなければならない。

2) 動産・不動産の評価に関する基準

所有動産・不動産については、自己査定において分類とされた額を直接償却しなければならない。

3) ゴルフ会員権の評価に関する基準

ゴルフ会員権については、自己査定において分類とされた額を直接償却しなければならない。

4) その他の資産に関する基準

イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、債権の引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、自己査定において分類とされた買入金銭債権は、当該予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金として計上し、自己査定において分類とされた買入金銭債権は、分類とされた額

を損失見込額として直接償却しなければならない。

ロ．貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、債権の引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、自己査定において分類とされた受益権は、当該予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金として計上し、自己査定において分類とされた受益権は、分類とされた額を損失見込額として直接償却しなければならない。

## ．償却・引当結果の適切性の検証

償却・引当結果の適切性の検証は、次に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の経営の意思決定機関への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、償却・引当の結果は、自己資本比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因（償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、決算対策によるものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握に努めるものとする。

### 1．基準日

基準日については、自己査定の の1の基準日と同様とする。

### 2．具体的な検証方法

#### 1) 検証の範囲

適切性の検証の範囲は、基準日における全資産等に対する償却・引当額の算定結果とし、特に破綻懸念先、実質破綻先及び破産先に対する債権の償却・引当について、重点的に適切性の検証を行うものとする。また、自己査定において、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となるべきものが、正常先及び要注意先とされている場合は、当該債権の必要な償却・引当額の算定を行うことに重点を置いて検証を行うものとする。

#### 2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定による債務者区分に従って、償却・引当の際に使用した資料により、償却・引当基準に基づき適切に償却・引当が行われているかどうかを検証する。

なお、当局検査において、債務者区分が変更された場合には、変更後の区分に従い、償却・引当基準に基づいて償却・引当が行われた場合の所要償却・引当額を的確に把握することとする。この場合、被検査金融機関の償却・引当基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

### 3. 償却・引当の適切性の判断基準

#### 1) 基本的な考え方

償却・引当の適切性の検証作業において、次に掲げる場合には、不適切であるとの指摘を行うものとする。

償却・引当基準の適切性に問題があり、基準日時点での償却・引当額が不適切である場合

自己査定結果を踏まえ、債務者区分又は分類符号毎に、適切に償却・引当基準を適用していない場合

自己査定結果が誤っており、適切に償却・引当が行われていない場合

#### 2) 貸倒引当金の算定に関する検証

貸倒引当金の算定に関する検討に当たっては、信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。

次に、被検査金融機関の資産内容に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。

##### 一般貸倒引当金の算定に関する検証

一般貸倒引当金については、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権及び要注先に対する債権について、信用格付の区分毎に、次に掲げる方法により、予想損失額を貸倒引当金として計上しているかを検証する。

##### イ. 基本的な考え方

##### イ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証

貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。

倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。また、倒産確率の算定に当たって、信用格付に基づく遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。

なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。

##### ロ) 異常値控除の検証

特定先に対する損失額を異常値として、貸倒実績率から控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、特定先に対する損失額を異常値として控除している場合には、当該特定先に対する損失額は破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により貸倒引当金の算定

に反映されなければならない。

また、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは認められない。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除するのではなく、当該特定の業種又は地域毎にグルーピングを行い、グループ毎の貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループ毎の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定しなければならない。

#### ハ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証

予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。

なお、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。ただし、この場合においては、今後データの蓄積等を図り、予想損失額の算定方法の精度をより高めるよう求めるものとする。

#### 二) 予想損失率の検証

予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査金融機関の経済状況の変化等の把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。

なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。

#### ホ) 前期以前の予想損失額の検証

前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失率の算定に当たり、将来の予測を踏まえた調整が適切ではなかったと判断されるため、基準日時点での予想損失率の調整が適切かを検証する必要がある。

#### ロ. 正常先に対する債権

正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、少なくとも今後1年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しているかを検証する。

#### ハ. 要注意先に対する債権

要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、要注意先に対する債権の平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しているかを検証する。

また、平均回収期間が合理的に算定されているか、平均回収期間が合理的に算定することが困難と認められる場合に、今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しているかを検証する。

#### 個別貸倒引当金の算定に関する検証

個別貸倒引当金については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権毎に、次に掲げる方法により、原則として個別に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しているかを検証する。

## イ．破綻懸念先に対する債権

破綻懸念先に対する債権について、自己査定において 分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額としている場合の方法が、以下に掲げる方法により算定されているかを検証する。

なお、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め 分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。

イ) 分類額に倒産確率を乗じた額を予想損失額として個別貸倒引当金として計上する方法

ロ) キャッシュフローによる回収額が合理的に見積もることが可能な場合は、 分類額からキャッシュフローにより回収可能と認められる部分を除いた残額を予想損失額として個別貸倒引当金として計上する方法

(注) キャッシュフローによる回収額は、個別債務者毎に、税引前利益により今後5年間で回収が確実に見込まれる部分である。

また、売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証する。

なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に予想損失率を算定している場合には、グループ毎の予想損失率の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失率を算定して差し支えないものとする。また、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。

## ロ．実質破綻先及び破綻先に対する債権

実質破綻先及び破綻先に対する債権については、自己査定において 分類及び 分類とされた債権額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を個別債権毎に個別貸倒引当金として計上するか、貸倒償却しているかを検証するとともに、 分類及び 分類とされた債権額全額を予想損失額としているかを検証する。

なお、回収が確実に見込まれる部分は全て 分類とされることから、 分類とされた額からさらに回収見込額を控除してはならない。

### 特定海外債権引当金の算定に関する検証

特定海外債権引当金については、対象国、対象債権、予想損失率の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。

なお、特定海外債権引当金は、対象国以外に居住する者による保証及び保険付債権で回収可能と見込まれる部分を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。

具体的には、正常先に対する債権及び要注先に対する債権については、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているか、また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、

個別貸倒引当金に加え、これらの債権額から個別貸倒引当金を控除した残額に予想損失率を乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。

貸倒引当金の総額の適切性の検証

被検査金融機関の資産内容に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。

(注) 貸倒引当金の総額に関する基準は、今後、金融再生委員会が償却・引当に関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。

### 3) 貸倒引当金以外の引当金の算定に関する検証

貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失について、合理的に見積もられた額を引当金として計上しているかを検証する。

なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるかを検証する。

債権売却損失引当金の算定に関する検証

持込担保不動産の時価の算定が合理的であるか、引当金を計上する基準が合理的であるか、当該基準が、上記の2の1)の基準を充たすものであるかを検証する。

特定債務者支援引当金の算定に関する検証

債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるか、当該基準が、上記の2の2)の基準を充たすものであるかを検証する。

なお、債権放棄の方法による支援に伴う損失見込額を、特定債務者支援引当金として計上していない場合は、貸倒引当金として計上する必要があるため、別途、貸倒引当金として計上しているかを検証する。この場合、支援に伴う損失見込額が当該債務者に対する債権額を超える場合には、債権額を超えた損失見込額が特定債務者支援引当金として計上されているかを検証する。

その他の偶発損失引当金の算定に関する検証

将来負担する損失見込額の算定が流動化を行った債権と同様の方法により行われているかを検証する。

### 4) 有価証券の評価に関する検証

自己査定において 分類とされた額を損失見込額として、直接償却しているかを検証する。

債券の評価

私募債を債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により損失見込額を算定し、投資損失引当金として計上するか、直接償却しているかを検証する。

なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。

株式の評価

証券取引所上場株式の評価方法が合理的であり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。

証する。原価法を採用している場合には、少なくとも上記 の3の2)の基準を充たすものであるかを検証する。

#### 外国証券の評価

外国証券について、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合には、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、投資損失引当金として計上するか、直接償却しているかを検証する。

なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。

#### 5) その他の資産の評価に関する検証

自己査定において 分類とされた資産が直接償却されているかを検証する。

買入金銭債権を債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合には、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、投資損失引当金又は貸倒引当金として計上するか、直接償却しているかを検証する。

なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。

## 自己資本比率等について

### ・自己資本比率の正確性の検証

被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（大蔵省告示第5号）等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。

特に、以下の点については、事務ガイドラインに照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。

1. 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。
2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。
3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。
4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。
5. 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等（保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。）を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。  
ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。
6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。
7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。

### ・償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討

償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。

具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

## 1. 償却・引当額の水準の検討

償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。

- 1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額（ 、 及び 分類）が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合
- 2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合

## 2. 必要な償却・引当額の算定

必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査金融機関及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。

### 1) 上記1の1)に該当する場合

被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の2)の方法により求めた償却・引当基準に基づき必要な償却・引当額を算定することとする。

### 2) 上記の1の2)に該当する場合

被検査金融機関の償却・引当基準が不適切な場合

被検査金融機関の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査金融機関の償却・引当結果が不適切な場合

被検査金融機関の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定することとする。

## . 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握

自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法施行規則」（昭和5年大蔵省令）第2条の2等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同施行規則第2条の3第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。